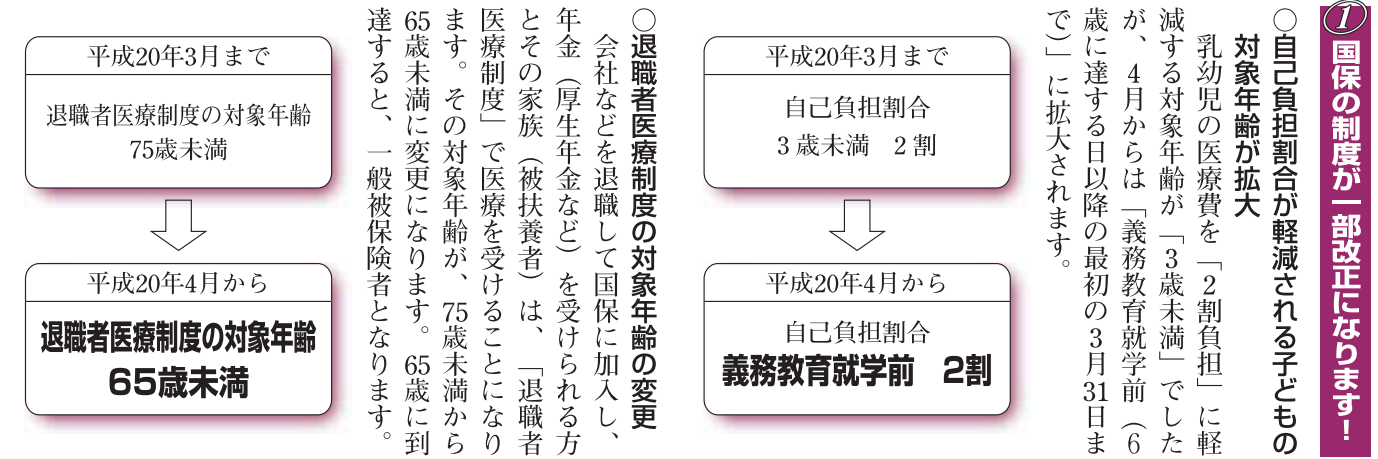


4月から 国民健康保険制度が大きく変わります!

急速な少子高齢化の進展の中、国民健康保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、4月から制度が見直されることになりました。ここでは、主なポイントをご紹介します。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

なお、この制度改正に伴い、次のとおり、該当となる方には新しい被保険者証（保険証）や高齢受給者証が送付されます。届きましたら記載内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

問い合わせ／町民課(☎581・2121内線107)、国民健康保険税については税務課(☎581・2121内線156)へ。



※現在退職者医療制度に該当し、平成20年4月1日時点で65歳以上の方およびその被扶養者の方には、一般被保険者の被保険者証を送付します（ただし後期高齢者医療制度に該当する方は除きます）。

○70歳～74歳までの方の自己負担割合の引き上げ
70歳～74歳の方の医療機関での窓口負担が、4月より、「1割負担」から「2割負担」に引き上げられる予定です。しかし、引き上げの実施が1年間延期され、平成20年4月から平成21年3月31日までの1年間は、負担割合が「1割」に据え置かれます。したがって、現在、高齢受給者証の交付を受けている「1割負担」の方には、新しい受給者証を送付しません。



国保マスコット 健康まもるくん



※既に3割負担の方、後期高齢者医療制度の対象となる一定以上の障害認定を受けた方は、除きます。

○65歳～70歳までの方の入院時の食費・居住費の見直し
現在、70歳以上と老人保健で医療を受ける方が療養病床に入院する場合、食費・居住費の一部を自己負担することになっています。4月からは65歳以上の人が負担の対象となります。負担額は次の表のとおりです。

区分	変更前 (食費のみ)	変更後
① 一般(下記以外の方)	1食につき260円	(食費) 1食につき460円※1 (居住費) 1日につき320円
② 町民税非課税世帯に属する方等	1食につき210円※2	(食費) 1食につき210円 (居住費) 1日につき320円
③ ②のうち、所得が一定基準に満たない方等(④以外の方)	1食につき100円	(食費) 1食につき130円 (居住費) 1日につき320円
④ ②のうち、老齢福祉年金を受給している方		(食費) 1食につき100円 (居住費) 自己負担はありません。

生活習慣病、特にメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診となります。健診結果により、生活習慣の改善が必要な方は保健指導を受けることとなります。町が実施する特定健診の対象者は40歳以上74歳までの寄居町国民健康保険加入者です。

- 特定健診の診査項目**
- 必須項目
- ・問診(服薬、既往歴、喫煙歴等)
 - ・身体測定(身長、体重、BMI、腹囲)
 - ・理学的検査(身体診察)
 - ・血圧測定
 - ・血液検査(脂質、肝機能、血糖)
 - ・尿検査(尿糖、尿蛋白)
 - ・医師が必要と認めた場合
 - ・貧血検査、心電図検査、眼底検査

○ただし、難病等の入院医療の必要性の高い方の負担額は、変更前の額に据え置かれます。

※1 保険医療機関の施設基準等により420円となる場合があります。

※2 過去12カ月の入院日数が90日を超えた場合、負担額は160円となります。

2 40歳～74歳までの方の特定健診が始まります!

これまで町が実施していた「基本健康診査」は、4月から「特定健康診査・特定保健指導」に変わります。この健診は、各医療保険者が実施し、生

3 国民健康保険税の納付方法が変わります!

○賦課方式の変更
現在、国民健康保険税は、医療分(全被保険者対象)と介護分(40歳以

【特別徴収による納期】

納付月	納期
4月	1期
5月	
6月	2期
7月	
8月	3期
9月	
10月	4期
11月	
12月	5期
1月	
2月	6期
3月	

【変更後の納期】

納付月	納期	区分
4月		仮算定は廃止
5月		
6月		
7月	1期	本算定のみ
8月	2期	
9月	3期	
10月	4期	
11月	5期	
12月	6期	
1月	7期	
2月	8期	
3月		

【従来の納期】

納付月	納期	区分
4月	1期	仮算定
5月	2期	
6月	3期	
7月	4期	
8月	5期	
9月	6期	
10月	7期	本算定
11月	8期	
12月	9期	
1月	10期	
2月	11期	
3月	12期	

上65歳未満)として、それぞれの税率により算定しています。今回の改正により、これまでの医療分と介護分のほかに、新たに後期高齢者支援金分が加わることになりました。

○特別徴収(年金からの天引き)の開始
後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険でも保険税の特別徴収が始まります。対象となるのは、65歳以上75歳未満の被保険者のみで構成される世帯です。

年間12回の納期で納めていただきました。しかし、上記の特別徴収を開始するにあたり、これまで8月に実施していた本算定を、7月に前倒しで行うことが必要となりました。このため、平成20年度から、4月に送付していた仮算定をなくし、前年の所得が確定した後の7月に本算定として1年度分の納税通知書を送付します。納期については、7月から翌年2月までの8回納期となります。